

法第 34 条各号に関する申請に必要な図書

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第 1 号	日用品店舗等 公共公益施設	ア 周辺建物の用途別現況図 (集落連たん状況図 縮尺 1/2,500 以上) イ 配置図 (縮尺 1/300 以上) ウ 建築物平面図 (縮尺 1/200 以上) エ 建築物立面図 (縮尺 1/200 以上) オ 販売、加工、修理等の実務 の内容を示す書類 カ 建築の完了後速やかに開業 し、かつ、継続的に営業でき るものであることを証する書 類 キ 念書(資料1-5参照) ク その他	・当該開発区域の周辺道程500メートル（半 径300メートル）以内に存在する建築物の 用途を明確にする。 ・当該開発区域の半径300メートル以内に概 ね50戸以上（市街化調整区域内の戸数）の 建築物が連たんしていることを明記する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・店舗のケース等の配列、出入口及び各部分 の用途を明記する。 ・併用住宅にあつては、店舗等との関連を詳 細に記載し、面積表を記載する。 ・広告塔、広告板又は意匠等で日常生活に必 要な店舗等であることが表現されているこ と。 ・商品名、作業内容、規模及び数量等を具体 的に記載する。 ・営業に必要な免許証の写し、取引先との納 入（品名と数量）契約書等を添付する。 ・(2)公共公益施設の場合は不要。 ・市長が必要と認める図書。
第 2 号	資源の活用	ア 資源の埋蔵、分布等の状況 を示す図面 イ 利用目的、利用方法、利用 対象規模等が適正である旨の 説明書 ウ 施設の配置図 エ 建築物の平面図 (縮尺 1/200 以上) オ その他	・必要に応じ図面及び説明内容が適正である ことを証する書類を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・市長が必要と認める図書。
第 4 号	農林漁業用施 設	ア 利用目的、利用方法、利用 対象規模等が適正である旨の 説明書 イ 生産地との関係、取扱量を 示す書類 ウ 施設の配置図 エ 農産物等の集出荷及び貯蔵 のため継続的に使用される旨 の証明書 オ 建築物の平面図 (縮尺 1/200 以上) カ その他	・必要に応じ図面及び説明内容が適正である ことを証する書類を添付する。 ・生産地の分布図、取扱品名及び数量等を具 体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・農業協同組合等の証明。 ・各部分の用途及び機械設置等のレイアウ ト等を具体的に明記する。 ・市長が必要と認める図書。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第 5 号	農林業等活性化基盤施設	ア 知事の承認書及び公告された旨を証する書面の写 イ 全体の計画図 ウ 事業計画の説明書 エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ その他	・市長が必要と認める図書。
第 6 号	中小企業団地	ア 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する事業であることを証する書面 イ 全体計画図 ウ 事業の概要を説明する書類 エ その他	・市長が必要と認める図書。
第 7 号	関連工場	ア 既存工場に関する調書 イ 申請工場に関する調書 ウ 両工場の作業工程における関連に関する説明書 エ 両工場間の取引高及び全体との比較に関する説明書 オ 原材料製品等に関する輸送説明書 カ 地場産業については、周辺同種工場の分布の状況図 キ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) ケ その他	・業種、業態、工程、原料、製品名を記載する。現在及び改善後の取扱い数量等を記載する。 ・業種、業態、工程、原料、製品名を記載する。 ・両工業の作業工程での関連性について、フローチャート等により具体的に記載する。 ・表にて説明することが望ましい。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途及び機械設備等のレイアウトを明記する。 ・土地利用計画図に両工場の関係を明記する。 ・市長が必要と認める図書。
第 8 号	火薬庫	ア 周辺建物の現況図 イ 火薬庫の貯蔵に関する概要書等 ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・市長が必要と認める図書。
第 8 号 の 2	災害危険区域等からの移転に伴う開発行為等	ア 位置図 (縮尺 1 / 2500以上) イ 事業計画説明書 ウ 移転計画書(資料1-5参照) エ 移転前の建築物の用途・床面積を示す書類	・移転前の建築物等周辺の位置図に災害危険区域等のハザードエリアを重ねたもの。 ・移転前建築物の建築経緯、移転理由及び移転後の撤去予定について説明すること。 ・固定資産課税証明書(家屋)等

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
		オ 新旧敷地面積、延床面積対照表 カ 移転前の建築物の平面図・立面図 キ 移転前の土地・建物の全部事項証明 ク 移転後の解体撤去が確実にあることを示す書類 ケ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) コ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) サ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) シ 同意書(権利者) ス 同意書(自治会長) セ その他	・それぞれ1.5倍以内であることを示すこと。また併用住宅等の場合は用途ごとに面積を示すこと。 ・立面図には最高高さを明記すること。また併用住宅等の場合は平面図に用途を示すこと。 ・解体業者との契約書等 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・併用住宅等の場合は各部分の用途を明記する。 ・最高の高さを記入する。 ・移転前の土地、建物に申請者以外の権利を有する者がいる場合 ・周辺の環境を阻害する恐れがあると考えられる場合 ・市長が必要と認める図書。
第 9 号	休憩所	ア 営業品目一覧表 イ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ウ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) エ 建築の完了後速やかに開業し、かつ、継続的に営業できるものであることを証する書面 オ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) カ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・確約書、営業に必要な免許証の写し ・広告塔、広告板又は意匠等で休憩所であることが表現されていること。 ・車いす使用者用便所の位置を明示すること ・開発区域位置図、開発区域図及び土地利用計画図に道路名称、道路巾員及び市街化区域までの距離を明記する。 ・通過交通に与える支障、駐車場の確保を考慮して設計し土地利用計画図に明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	給油所	ア 油水分離槽又は有害物質等が排出されない構造の排水施設図 イ 経済産業省が確認したことを証する書類 ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上)	・排水施設計画平面図に明記のうえ構造図を添付する。 ・該当しない場合は、その旨を説明する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
		オ その他	・開発区域位置図、開発区域図及び土地利用計画図に道路名称、道路巾員を明記する。 ・通過交通に与える支障、駐車場の確保を考慮して設計し土地利用計画図に明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	火薬類製造所	ア 附近の状況を示した図面 イ 火薬類製造等に関する概要書等 ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・市長が必要と認める図書。
第10号	集落地区計画	ア 集落地区整備計画に定められた内容に適合する旨を証する書類 イ 集落地区整備計画の全体計画図 ウ 事業概要を説明する書類 エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ その他	・市長が必要と認める図書。
第11号	自己用専用住宅（兼用住宅）	ア 位置図 (縮尺 1 / 2500以上) イ 経路図 (縮尺 1 / 2500以上) ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 事業概要を説明する書類 キ 住民票（原本） ク 理由書 ケ その他	・指定区域内であることを明確にする。 ・申請地から 4 m以上の幅員で6.5m以上の道路に至る経路が分かるもの。アと兼ねることができる。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・兼用住宅の場合は各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・最高の高さを記入する。 ・兼用住宅の場合は添付する。 ・居住する世帯全員が記載されたもの。 ・現在の居住状況（場所・世帯状況）及び申請地で居住する者を記載する。 ・市長が必要と認める図書。
第13号	既存権利	ア 既得権を有していたことを証する書類（区域決定前に） 「登記簿謄本、所有権以外の権利を有していたことを証する書類、農地転用許可書等」 イ 申請者の職業（法人にあっては業務の内容）に関する書類、自己の居住用の場合は除く。 ウ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) エ その他	・市長が必要と認める図書。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号	【提案基準第2号】 農家世帯の分 家に伴う住宅 等	ア 理由書 イ 申立書 ウ 戸籍謄本（原本） エ 住民票（原本） （本家及び分家者の世帯） オ 家賃領収書又は家屋賃貸契 約書 カ 配置図（縮尺1／300以上） キ 建築物の平面図 （縮尺1／200以上） ク 本家の農業従事者証明書 （非農家の場合は、本家及び 分家者の資産証明書（課税台帳 兼名寄帳、無資産証明書）） ケ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・分家に該当する理由、分家させる者（以下「本家」という。）と同居していない理由、又Uターンする者にあつては、その合理的事情及び理由を具体的に記載する。 ただし、非農家で独身の場合は、前記理由書その他婚約証明書等を添付する。 ・本家が申請者を分家させる旨を証する内容及び後継者の有無を記載する。 ・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・本家と同居又は借家等に居住しているかを判断できるものとする。 ・本家と同居しておらず借家等に居住している場合に添付し、必要に応じて家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、併用住宅にあつては面積表を記載する。 ・農業委員会で交付されたものとする。 （非農家の場合で、申請地以外に建築が可能な土地がある場合は選定理由書を添付する。） ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第3号】 収用対象事業 に係る代替建 築物等	ア 理由書 イ 既存建築物配置図 （縮尺1／200以上） ウ 既存建築物平面図 （縮尺1／200以上） エ 附近住民の属する広報会等 の同意書 オ 既存建築物等が収用対象事 業の対象となる旨の証明書 カ 申請人以外の者の念書 キ 配置図 （縮尺1／300以上） ク 予定建築物の平面図 （縮尺1／200以上） ケ 新旧対照表 コ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られていることのほか収用対象事業にかかるものである旨等を記載する。 ・敷地のどの位置に存するか正確に記載し、収用対象事業にかかる部分を明記する。 ・各部分の用途を明記し、住宅部分、住宅以外の部分の面積を分けて記載する。 ・環境を阻害する恐れのある建築物等が移転する場合に添付する。 ・附近住民とは開発区域の外周から100メートルの範囲に居住している住民をいう。 ・土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業による買取りの申出証明書又は買取り証明書、不動産譲受けの対価の支払い調査等の写しを添付する。 ・既存建築物等及び当該土地に係る権利者が複数いる場合に申請人以外の者が代替建築物等を建築又は建設しない旨の念書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・収用対象前の全体、収用対象部分及び申請部分の土地又は建築物等の面積を分けて表にして添付する。 ・市長が必要と認める図書。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号	【提案基準第4号】 社寺仏閣及び 納骨堂	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 法人の登記簿謄本 エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・開発行為（建築）の必要に迫られている内容を具体的に記載する。 ・目的、管理、運営方法を明記する。 ・必要に応じて資金計画書等を添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第5号】 事業所の業務 従事者の住宅 及び寮等	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 入居予定者調書 エ 住民票（原本） オ 家賃領収書又は家屋賃貸契約書 カ 転勤命令書 キ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) コ その他	・開発行為（建築）の必要に迫られていることのほか従業員住宅及び寮を当該事業所に近接して建築しなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・現従業員数と入居予定者との関係、従業員住宅又は寮の管理・運営方法を明記する。 ・入居予定者名、現住所を一覧表にし、その居住状況（借家、持家の別等）及び通勤所要時間等を記載する。 ・入居予定者のものについて添付する。 ・入居予定者が借家居住の場合に添付する。必要に応じて、家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・開発区域位置図及び開発区域区域図に市街化区域を明記する。又土地利用計画図に事業所との関連について記載する。 ・市長が必要と認める図書。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号	【提案基準第6号】 既存集落におけるやむを得ない自己用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 集落連たん状況図 エ 配置図 （縮尺 1 / 300以上） オ 建築物の平面図 （縮尺 1 / 200以上） カ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容のほか、現在居住している住居について、過密、狭小、被災、立退き、借家等の事情で社会通念上やむを得ないと認められる理由を具体的に記載する。 ・必要に応じて、住民票、借家証明、被災証明、立退き証明等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、併用住宅にあっては面積表を記載する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第7号】 地区集会場その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる施設である建築物	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 協議書 エ 配置図 （縮尺 1 / 300以上） オ 建築物の平面図 （縮尺 1 / 200以上） カ 建築物の立面図 （縮尺 1 / 200以上） キ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・目的、管理、運営方法を明記する。 ・必要に応じ、資金計画書を添付する。 ・当該市町長と協議・調整が図られている旨を証する書面（市町長の助成金等の証明書）を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第8号】 既存建築物の建替等に係る建築行為	ア 理由書 イ 既存建築物として、線引き以前に建築されたこと又は既存宅地の確認を受けて建築されたことを証する書類 ウ 既存建築物の配置図 （縮尺 1 / 300以上） エ 既存建築物の平面図 （縮尺 1 / 200以上） オ 予定建築物の配置図 （縮尺 1 / 300以上） カ 予定建築物の平面図 （縮尺 1 / 200以上） キ 予定建築物の立面図 （縮尺 1 / 200以上） ク その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は家屋課税証明を添付する。 ・既存宅地の確認を受けている場合は、既存宅地確認書を添付する。 ・その他線引き以前に建築されていたことを証する書類（提案基準第17号参考） ・既存建築物の配置を正確に記載する。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・土地利用計画図を兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・最高の高さを記入する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第9号】 災害危険区域等に存する建築物の移転に係る代替建築物等	ア 理由書 イ 既存建築物附近見取図 ウ 既存建築物平面図 （縮尺 1 / 200以上）	・開発行為（建築）の必要に現に迫られていることのほか法令等に基づく移転である旨を記載する。 ・災害危険区域等の種別、指定年月日、既存建築物が当該区域に存することを記載する。 ・各部分の用途を明記し、住宅部分、住宅以外の部分の面積を分けて記載する。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		エ 附近住民の属する広報会等の同意書 オ 既存建築物が移転事業等の対象となる旨の証明書 カ 申請人以外の者の念書 キ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) コ 新旧対照表 サ その他	・環境を阻害する恐れのある建築物等が移転する場合に添付する。 ・附近住民とは開発区域の外周から100メートルの範囲に居住している住民をいう。 ・既存建築物等及び当該土地に係る権利者が複数いる場合に申請人以外の者が代替建築物等を建築又は建設しない旨の念書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の用途が自己用の専用住宅又は兼用住宅以外の場合に添付する。 ・土地及び建築物等の面積(複数の用途が存する場合は用途毎)について、移転前と申請地を比較して記載する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第10号】 レクリエーションのための施設を構成する建築物	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ウ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) エ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) オ 現況写真 カ 同意書 キ その他	・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建物の形態、意匠、色彩等が環境と調和しているか判断できるものとし面積表を添付する。 ・区域及び撮影方向を明記する。 ・開発区域付近の広報会等の同意書を添付する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第11号】 大規模既存集落内における開発行為等 ①自己用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 住民票(原本) エ 収用対象事業により移転したことを証する書類	・開発行為(建築)の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。(現在居住している住宅について、借家、立退き、被災によるほか、過密、狭小等の事情で社会通念上やむを得ないと認められる理由を具体的に記載する。) ・必要に応じて借家証明、被災証明、立退き証明等を添付する。 ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 ・申請者が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本等を添付する。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		オ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) カ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	に添付する。 ・収用証明書、従前の土地・家屋の登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写しなど ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	②分家住宅	ア 理由書 イ 申立書 ウ 戸籍謄本（原本） エ 本家の住民票（原本） オ 分家者の住民票（原本） カ 家賃領収書又は家屋賃貸契約書 キ 収用対象事業により移転したことを証する書類 ク 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ケ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) コ その他	・開発行為（建築）の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・分家に該当する理由を具体的に記載する。 ・本家（分家させる者）と同居していない理由及びUターンする者にあつては、退職、転勤（永続的なもの）等合理的な事情及び理由を具体的に記載する。 ・独身の場合は、婚姻証明書等を添付する。 ・本家が分家させる旨を証する内容を記載する。 ・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により、申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・本家が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本等を添付する。 ・本家と同居又は借家等に居住しているかを判断できるものとする。 ・本家と同居しておらず借家等に居住している場合に添付し、必要に応じて家屋登記簿謄本又は家屋課税台帳の写しを添付する。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。 ・収用証明書、従前の土地・家屋の登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可書等の写しなど ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	③小規模の工場等	ア 理由書 イ 事業計画書	・開発行為（建築）の必要性に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・現在までの生活を維持するための収入の状況及び定年、退職等の後の生活を維持していくための必要性を具体的に記載する。 ・定年以外の理由で退職等をする場合は、その理由を具体的に記載する。 ・経歴（現在までの職業と、新規に営む業務

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		ウ 資格証明書（写し） エ 住民票（原本） オ 収用対象事業により移転したことを証する書面 カ 源泉徴収票（写し） キ 配置図 （縮尺1／300以上） ク 建築物の平面図 （縮尺1／200以上） ケ 建築物の立面図 （縮尺1／200以上） コ その他	との関係を確認にする。） ・新規の業務概要及び収入見込（生計を維持するために必要な額）を具体的に記載する。 ・新規の業務を営む確実性を証する書類（取引先、関連会社等の取引契約書又は保証書等）を添付する。 ・必要に応じて、資格証明書（写し）を添付する。 ・申請者が線引き以前から申請地が存する指定既存集落内に生活の本拠を引き続き有していたことが判断できるもの。 ・必要に応じて、戸籍謄本（附票）等を添付する。 ・世帯全員のもの。 ・収用対象事業により線引き後に指定既存集落に生活の本拠を有することとなった場合に添付する。 ・収用証明書、従前の土地・家屋登記簿謄本、住民票、公図の写し、開発許可等の写し等。 ・申請時に前年のものを添付する。 ・事業所得者にあつては、所得証明書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・工場にあつては、原動機の配置、台数、種類、出力等を記載し、騒音、振動等の発生の恐れのある業種については、騒音、振動等を防止する措置を記載する。 ・出入口及び各部の用途及び面積を明記する。 ・店舗等にあつては、ケース等の配列、出入口、各部の用途及び面積を明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第12号】 産業振興を図る必要がある市町における開発行為等	ア 事業計画書 イ 技術先端型業種に該当することを証する書面 ウ 商業登記簿謄本及び定款	・事業の内容を具体的に記載する。 ・申請者（会社）の経歴（他に技術先端型業種の工場等を有するなど先端技術型業種のもの）。 ・雇用計画、自然環境等を必要とする立地性、交通の利便性等を明記する。 ・公害等の発生の恐れがある場合は、騒音、振動、排水、粉塵等に対する防止装置を明記する。（必要な場合は平面図等にも記載） ・製品、生産工程、原材料等の説明資料等を添付する。 ・カタログ、写真等により、出来るだけ図解等により説明する。 ・業務内容に技術先端型業種の業務内容が記載されているもの。 ・個人の場合は、住民票を添付する。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途を明記する。(機械等のレイアウト、動力数等を記入する) ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第13号】 幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設	ア 事業計画書 イ 地方運輸局長の「大規模な流通業務施設」と認められたことを証する書面 ウ 道路管理者及び公安委員会と協議がなされたことを証する書面 エ 商業登記簿謄本及び定款 オ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) カ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) キ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) ク その他	・業務の内容を具体的に記載する。 ・申請者(会社)の経歴、事業の業種、営業時間、予定従業員数、予定配車車輛数、予定発着台数、荷扱い量及び施設の概要等を明記する。 ・事前審査を受け、地方運輸局から「大規模な流通業務施設」である旨、回答のあったもの。 ・同意書及び協議結果書又は道路法に基づく承認、許可書等。 ・倉庫業又は一般貨物自動車運送事業の業務内容が記載されているもの。 ・個人の場合は住民票を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・申請地の外周の10分の1以上が幹線道路に接していることが明示されているもの。 ・幹線道路からの出入り口及び幹線道路の形状、幅員を明示する。 ・各施設の用途、面積を記載する。(営業事務所、休憩所、車庫、洗車施設、検査施設等) ・開発区域位置図に幹線道路の位置、幅員、路線名等を明示する。インターチェンジの位置、インターチェンジの名称、出入り口の位置と申請地(申請地の主要な出入り口)までの距離(500メートル以内)を明示する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第14号】 有料老人ホーム	ア 理由書 イ 事業計画説明書	・市街化調整区域に立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・医療、介護機能を依存する病院又は特別介護老人ホーム等との関係を記載する。 ・権利関係(利用権方式又は賃貸方式)、管理、運営方法を明記する。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		ウ 市高齢福祉課と事前協議を了したことを証する書面 エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・有料老人ホームの設置運営指導指針に基づき行われたものであること。 ・老人福祉法第29条に基づく設置届出の受理見込みがあること。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に医療、介護機能を依存する病院、特別養護老人ホーム等の位置を明記する。 ・日本政策投資銀行等の公的融資を受ける場合は融資証明書を添付する。 ・市長が必要と認める図書
	【提案基準第15号】 旧法第34条第10号ロの規定により許可を受けた事業所の従業員住宅等	ア 理由書 イ 事業計画説明書 ウ 入居予定者調書 エ 住民票（原本） オ 家賃領収書又は家賃賃貸契約書 カ 転勤命令書 キ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ク 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) ケ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) コ その他	・事業所の立地と同時に従業員住宅等を立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・既に事業所がある場合は、当該事業所の立地と一体的に計画されたものであること及び従業員住宅等を当該事業所に近接して建築しなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・現従業員数及び雇用予定者数と入居予定者との関係を記載する。 ・従業員住宅等の管理、運営方法を明記する。 ・事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を記載する。 ・入居予定者名、現住所を一覧表にし、その居住状況（借家、持家の別等）及び通勤所要時間等を記載する。 ・入居予定者について添付する。 ・入居予定者が借家居住の場合に添付する。 ・必要に応じて家屋登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 ・該当する場合に添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に事業所との位置関係（距離、道程）及び市街化区域を明記する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第16号】 介護老人保健施設	ア 理由書 イ 事業計画説明書	・市街化調整区域に立地させなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・申請地周辺の要介護老人数、協力病院との関係及び管理、運営方法等を記載する。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		ウ 市高齢福祉課と事前協議を了したことを証する書面 エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・開設が確実に許可される見込みである旨の内容が記載されていること。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・開発区域位置図に協力病院の位置を明示する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第19号】 ゴルフ練習場	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺 1 / 2500程度) エ 自治会等の同意書 オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 ・前面道路幅員及び接道長さを記入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記載されているもの。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第20号】 大学等の学生下宿	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺 1 / 2500程度) エ 大学等との契約書 オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・申請地と大学等との位置関係（距離）を記入する。 ・建築物の運営方法等について契約がなされていること。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第21号】 観光資源の有効な利用上必要な建築物	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1 / 300以上)	・市街化調整区域で開発行為をしなければならない合理的な理由を具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		ウ 周辺の現況図 (縮尺 1 / 2500程度) エ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) カ その他	入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・建築物の高さ、色彩を記載する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第22号】 市街化調整区域内にある事業所の建替等に伴う開発行為	ア 既設事業所の内容及び申請部分に関する調書 イ 事業所の効率化に寄与することを証する書面 ウ 既存事業所と密接に関係があることを証する調書 エ 自治会等の同意書 オ 基準時の敷地面積を証する調書 カ 公害等の規制基準に適合していることを証する調書 ク 公共公益施設の配置及び整備状況調書 ケ 既設建築物の配置図 (縮尺 1 / 300以上)	・原料、半製品又は製品等について、1ヶ月間の平均取扱い量又は生産量等を種類別に表にする。(現況の量と建替等後の量) ・業種、業態及び工程(動力数又は台数等も記入)等を具体的に記載する。 ・各事業所毎に関連する全事業所について記載する。 ・既設事業所を増設する場合は、フローチャート、数量等を使用し、具体的に効率化に寄与する内容を記載する。 ・関連する事業所の移転の場合は、各事業所間の作業工程の関係を具体的に記載し、効率化に寄与する内容をフローチャート、数量等を使用し、具体的に記載する。 ・既存事業所に自己の生産物の原料、部品又は製品の50パーセント以上依存していることを証する書面(出荷伝票、納入伝票、領収書等の写し)及び種類、数量別に区分し、それを表にしたもの。 ・自己の生産物が原料、部品又は製品として納入している割合が50パーセント以上であることを証する書面(出荷伝票、納入伝票、領収書等の写し)及び種類、数量別に区分し、それを表にしたもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記載されているもの。 ・建物の登記簿謄本、土地の登記簿謄本又は納税証明書等。 ・既設事業所等が公害関係の規制対象となる建築物又は施設がある場合に提出する。 ・既設事業所又は建替等後の事業所の双方について提出する。(基準値、現況値及び建替等後の推定値) ・市長が交付する。 ・公共公益施設について市町と協議、調整が図られており、容量的に十分受け入れる余裕がある内容であること。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		コ 既設建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) サ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) シ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) ス 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) セ その他	・配置図と兼用することができる。 ・各室の用途を記入する。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各室の用途を記入する。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第23号】 不適格建築物 の移転に伴う 開発行為	ア 移転できない理由書 イ 建築基準法第3条第2項に 該当することを証する調書 ウ 自治会等の同意書 エ 公共公益施設の配置及び整 備状況調書 オ 事業所の内容調書 カ 土地利用の構想に適合する ことを証する調書 キ 面積表 ク 既設建築物の配置図 (縮尺 1 / 300以上) ケ 既設建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) コ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) サ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) シ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) ス その他	・市街化区域内に移転できない理由を具体的に記入する。また、理由を証する書類等を必要とする場合はそれも添付する。 ・土地及び建物の登記簿謄本又は土地及び建物の課税証明書等で既存不適格建築物である旨を証する内容がわかるもの。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記入されているもの。 ・市町長が交付する。 ・公共公益施設について市町と協議、調整が図られており、容量的に十分受け入れる余裕がある内容であること。 ・事業の内容（生産量、種類、機械の台数又は作業内容等）をフローチャート等を使用し具体的に記入する。 ・次のような計画中に具体的に土地利用計画が策定されており、これに適合することを証する内容であること。 (1) 法律に基づき策定された計画 (2) 知事が策定した計画 (3) 市町が策定した計画で知事の認定、承認を受けたもの (4) 市町議会の議決を経て策定された計画で知事の定める中長期の整備計画等の上位計画と整合がとれているもの。 ・敷地面積、建築面積、床面積、作業所の床面積、動力の数、危険物の数量等について、移転の前後の対比表にすること。 ・配置図と兼用することができる。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・土地利用計画図と兼用することができる。 ・機械等のレイアウト、動力数等を記入。 ・市長が必要と認める図書。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号	【提案基準第24号】 1ヘクタール未満の特定工作物の管理用建築物を建築するための開発行為等	ア 配置図 (縮尺1/300以上) イ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) ウ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) エ 周辺の現況図 (縮尺1/2,500程度) オ その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の位置、駐車場の位置、規模等を記入する。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第25号】 市民農園整備促進法による市民農園施設に係る開発行為等	ア 市民農園の開設の認定書の写 イ 全体計画図 ウ 事業計画の説明書 エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺1/200以上) カ その他	・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第26号】 既存建築物（農家住宅）に係る建築行為等	ア 理由書 イ 農業従事者であったことを証する書面 ウ 配置図 (縮尺1/300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺1/200以上) オ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・既存建築物の建築後、相当期間、農業従事者であったことが記載されているもの。 ・農業委員会等で交付されたものとする。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・各部分の用途、面積を記載する。 ・既存建築物の建築確認通知書の写。 ・農地転用許可書の写。 ・既存建築物の建築年が判断できる図書。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第27号】 既存建築物（分家住宅）に係る建築行為等	ア 理由書 イ 申立書 ウ 戸籍謄本（原本） エ 本家の住民票（原本） オ 配置図 (縮尺1/300以上)	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・分家に該当する理由を具体的に記載する。 ・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・本家が分家させる旨を証する内容を記載する。 ・本家との関係が民法第725条に定める親族の範囲で相続等により申請地の所有権を取得することができるかを判断できるものとする。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・敷地拡大を伴う場合は、現況配置図を併せて添付する。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		カ 既存建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) キ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) ク 本家の農業従事者証明書 ケ その他	・各部分の用途、面積を記載する。 ・農業委員会等で交付されたものとする。 ・現在、本家が農業従事者でない場合は、既存建築物の建築当時に農業従事者であったことが記載されているもの。 ・既存建築物の建築確認通知書の写。 ・農地転用許可書の写。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第28号】 建築物の用途 変更等	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。（申請者） ・住宅を手放すこととなった理由を具体的に記載する。（現所有者） ・現在居住している住居の土地、家屋の登記簿謄本又は、家屋課税台帳の写しを添付する。 ・必要に応じて借家証明、被災証明、立退き証明、資産証明等を添付する。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・住民票（現所有者、申請者）。 ・市長が必要と認める図書。
	(3) 専用住宅以外	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ 予定建築物の平面図	・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・申請地で事業を行うことの合理的な事情について、具体的に記載する。（申請者） ・申請地の土地・建物を手放すこととなった理由を具体的に記載する。（現所有者） ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・倒産、競売等の事実が確認できる図書。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		(縮尺 1 / 200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ 自治会等の同意書 ク その他	・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・同意する内容に開発行為の場所、用途及び面積等が記入されているもの。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・市長が必要と認める図書。
	(4) 店舗等併用住宅 → 専用住宅	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 既存建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) オ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・店舗等の開業期間を記載する。 ・店舗等の営業が出来なくなった理由を具体的に記入する。 ・今後の生計（収入）予定について記載。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写、農地転用許可書の写等を添付する。 ・店舗等を開業していたことを確認できる書類（既に店舗等を閉鎖している場合）。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・開発審査会の事前審査を受けたものの場合に添付する。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第29号】 既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 現況の配置図 (縮尺 1 / 300以上) エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 既存建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・既存建築物の建築の経緯について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・開発許可等の写、建築確認通知書の写等を添付する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・既存建築物の建築年が確認できる図書。 ・住民票。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第30号】 旧提案基準等の許可を受けた土地における開発行為等	ア 理由書 イ 上記事情を証する書類 ウ 現況の土地利用図	・過去の開発行為等について、手続き等の内容を具体的に記載する。 ・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・都市計画法に関する開発許可（検査済証を含む。）、建築許可の写を添付する。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号		(縮尺 1 / 300以上) エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 既存建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 予定建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) キ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) ク その他	・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・最高の高さを記入する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第31号】 保健調剤薬局 の建築を目的 とした開発行 為等	ア 理由書 イ 建築の完了後速やかに開業 し、かつ、継続的に営業でき るものであることを証する書 類 ウ 周辺の現況図 (縮尺 1 / 2,500程度) エ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 予定建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・開発行為（建築）の必要に現に迫られている内容を具体的に記載する。 ・営業に必要な免許証の写、取引先との納入（品名と数量）契約書等を添付する。 ・市街化調整区域の範囲、隣接又は近接する病院等の位置、病院等の敷地との間隔及び市街化区域との間隔を記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・車いす使用者用駐車施設の位置を記載する。 ・便所に手すりの有無を記載する。 ・市長が必要と認める図書。
	【提案基準第32号】 都市計画区域 マスタープランに位置づけ られた開発行 為等	ア 理由書 イ 配置図 (縮尺 1 / 300以上) ウ 周辺の現況図 (縮尺 1 / 2500程度) エ 都市計画区域マスタープラン及びその他の計画の写し オ 建築物の平面図 (縮尺 1 / 200以上) カ 建築物の立面図 (縮尺 1 / 200以上) キ その他	・産業振興等を図るために、都市計画区域マスタープラン及びその他の計画に位置づけられていることを具体的に記載する。 ・土地利用計画図と兼ねることができる。 ・建築物の連たん状況及び建築物の用途を記入する。 ・当該計画に位置づけられていることがわかるもの。 ・市長が必要と認める図書。

各 号	内 容	必 要 な 事 項	説 明
第14号	【建築基準法第34号】 線引き前からの宅地における開発行為等	ア 既存宅地として、線引き以前から宅地であったことを証する書類 イ 附近の建物の連たん状況図 ウ 配置図 (縮尺1／300以上) エ 建築物の平面図 (縮尺1／200以上) オ 建築物の立面図 (縮尺1／200以上) カ 土地の現況写真 キ その他	・ 既存宅地確認書。 ・ 線引き以前より土地登記簿の地目が宅地である場合は土地登記簿謄本。 ・ 線引き以後に土地登記簿の地目が宅地になった場合は、土地登記簿謄本、固定資産課税証明書、農地転用許可書等。 ・ 現在、土地登記簿の地目が宅地以外になっている場合は、土地登記簿謄本、固定資産課税証明書、農地転用許可書等。 ・ その他線引き以前から宅地であったことを証する書類。 ・ 市街化区域及び概ね50戸以上の集落が形成されている地域との位置関係を明記する。 ・ 土地利用計画図と兼ねることができる。 ・ 併用住宅の場合は、各部分の用途を明記し、面積表を記載する。 ・ 最高の高さを記入する。 ・ 現況図に撮影方向を明記し、写真に申請区域を明記（朱書）する。 ・ 市長が必要と認める図書。